

# 庁 議

日時：11月11日（月）AM8：30 <庁議室>



## 【市長挨拶】

## 【協議事項】

- |  |         |
|--|---------|
| 1. 太田市印鑑条例の一部改正について                                | 市民生活部長  |
| 2. 太田市行政センター条例の一部改正について                            | 市民生活部長  |
| 3. 指定管理者の指定について<br>(太田市尾島ぴっころ地域活動支援センター)           | 福祉こども部長 |
| 4. 太田市新田福祉総合センター条例の一部改正について                        | 福祉こども部長 |
| 5. 太田市尾島健康福祉増進センター条例の一部改正について                      | 福祉こども部長 |
| 6. 太田市新田温泉スタンド条例の廃止について                            | 福祉こども部長 |
| 7. 指定管理者の指定について (児童館6施設、放課後児童クラブ31施設 )             | 福祉こども部長 |
| 8. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について                      | 福祉こども部長 |
| 9. 太田国際貨物ターミナル条例の一部改正について                          | 産業環境部長  |
| 10. 指定管理者の指定について (太田市尾島RCスカイポート ほか1施設)             | 産業環境部長  |
| 11. 指定管理者の指定について (太田市新田勤労会館 ほか1施設)                 | 産業環境部長  |
| 12. 指定管理者の指定について (太田市農村環境改善センター)                   | 農政部長    |
| 13. 太田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の<br>定数を定める条例の一部改正について | 農政部長    |
| 14. 取り下げ   |         |
| 15. 太田市下水道条例の一部改正について                              | 都市政策部長  |
| 16. 太田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について                   | 都市政策部長  |
| 17. 太田市水洗便所改造資金助成条例の一部改正について                       | 都市政策部長  |



- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市印鑑条例の一部改正について

【 目 的 】

総務省が所管する「印鑑登録証明事務処理要領」の改正に伴い、旧氏を使用した印鑑登録及び旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付を可能にするために条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

第3条（登録資格）

第3条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「本市の」を「本市が備える」に改める。

第7条（印鑑登録）

第7条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第8条（印鑑登録原票）

第8条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第8条第1項第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第12条（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

第12条中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

第13条（印鑑登録の抹消）

第13条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票

に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、同項第5号中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

2. 施行期日

令和2年1月1日

3. その他

12月定例会に議案提出予定

【備考】

\* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録1係 内線2147

47-1937 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線2400



【 表 題 】

太田市行政センター条例の一部改正について

【 目 的 】

本市における人口減少及び施設の老朽化による施設の再編成の一環として、尾島地内にある尾島行政センターと世良田行政センターを統合することで、施設の効率的な運用と経費削減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

【 概 要 】

- 1 主な改正概要
  - ・統合後は「尾島行政センター」として、尾島庁舎1階に設置する。
  - ・尾島生涯学習センター及び世良田生涯学習センターは引き続き生涯学習の拠点として活用し、主催事業は生涯学習センターに出向き開催する。
- 2 施行期日  
令和2年4月1日
- 3 その他  
令和元年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 尾島行政センター 住民サービス係 52-2341

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 (TEL) 32-4220



**【 表 題 】**

指定管理者の指定について（太田市尾島びっころ地域活動支援センター）

**【 目 的 】**

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

**【 概 要 】**

1. 指定管理者の指定について

施設名	太田市尾島びっころ地域活動支援センター
施設の場所	太田市安養寺町229番地3
構 造	鉄骨造 平屋建て
指定管理者の候補者名	特定非営利活動法人 かれーらいす 理事長 岡田 晃
候補者の所在地	太田市安養寺町229番地3
選定方法	公募

2. 指定管理の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

3. 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 10月25日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- ・ 11月19日 健康福祉委員会協議会に報告
- ・ 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 3月 協定の締結
- ・ 4月 指定管理者による施設の管理

**【 備 考 】**

\* 問い合わせ先 福祉こども部 福祉事業課 太田事業係 32-4220 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線 (2500)



【 表 題 】

太田市新田福祉総合センター条例の一部改正について

【 目 的 】

市民の福祉増進施設であることから、施設利用者への経済的負担の軽減を図るため、施設の使用料金等の見直しを行い、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

(1) 別表第1 福祉総合センター福祉棟使用料

区分	改正後	現行
大会議室	1,000円	2,000円
中会議室	500円	1,000円
小会議室	500円	1,000円
和室	500円	2,000円
調理室	1,000円	5,000円

(2) 別表第2 福祉総合センター風呂棟使用料

区分	改正後		現行	
	市内	市外	市内	市外
70歳以上	100円	500円	100円	300円
大人	300円		300円	500円
小・中学生	100円	300円	100円	300円
未就学児	無料	100円	無料	100円
障がい者等		300円		300円

① 新たに回数券（11枚つづり）を設けます。

(3) 和室使用料

区分	改正後	現行
中広間①②	1室1時間までごとに500円	(3時間) 2,000円

2 施行期日

令和2年4月1日

3 その他

令和元年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先

福祉子ども部 高齢者福祉施設課 老人福祉センターかたくりの里 外線 20-5511

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線(2500)

【 表 題 】

太田市尾島健康福祉増進センター条例の一部改正について

【 目 的 】

市民の福祉増進施設であることから、施設利用者への経済的負担の軽減を図るため、施設の使用料金等の見直しを行い、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

(1) 別表第1 センター使用料

区分	改正後		現行	
	市内	市外	市内	市外
70歳以上	100円	500円	300円	500円
大人	300円			
中学生	100円	300円	300円	300円
小学生			200円	
未就学児	無料	100円	無料	
障がい者		300円		

- ① 団体割引を廃止します。
- ② 新たに、回数券(11枚つづり)を設けます。

(2) 別表第3 会議室等使用料

区分	改正後	現行
大会議室(地区集会所)	3時間までごとに500円	800円
中広間1・2	1室1時間までごとに500円	2,000円

2 施行期日

令和2年4月1日

3 その他

令和元年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先

福祉子ども部 高齢者福祉施設課 老人福祉センターかたくりの里 外線20-5511



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線 (2500)



【 表 題 】

太田市新田温泉スタンド条例の廃止について

【 目 的 】

「太田市新田温泉スタンド条例（平成17年条例第205号）」を廃止するものです

【 概 要 】

1 廃止理由

太田市新田温泉スタンドは、源泉量不足により平成23年1月より販売を行っておらず、今後も源泉量の回復の見込みが立たないため、本条例を廃止するものです。

2 施行期日 令和2年4月1日

3 その他 令和元年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先

福祉子ども部 高齢者福祉施設課 老人福祉センターかたくりの里 外線 20-5511

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線2500



【 表 題 】

指定管理者の指定について（児童館6施設、放課後児童クラブ31施設）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1. 指定管理者の指定について  
別表のとおり
  
2. 指定管理の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間  
（太田市太田東小放課後児童クラブ・太田市葦川西小放課後児童クラブについては  
令和3年3月31日までの期間延長）
  
3. 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール
  - ・ 10月11日、25日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
  - ・ 11月19日 健康福祉委員会協議会に報告
  - ・ 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
  - ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
  - ・ 3月 協定書の締結
  - ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 福祉こども部 児童施設課 児童施設総務係  
内線2592 47-1924 タヤリン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線2500

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市こどもプラッツ事業実施中に発生した事故に関し、損額賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 太田市こどもプラッツ事業実施中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年10月29日	1,055,899円 (1,055,899円)	10割	平成30年5月9日午後5時10分頃、太田市立沢野中央小学校体育館で発生。被害児童が運営スタッフによる監視の下、遊んでいたところ、その監視が不十分であったため、他の児童に足をかけられて転倒させられ、顔を床にぶつけた結果、歯が抜けてしまい、被害児童に損害が生じたものです。
2	令和元年10月29日	36,281円 (36,281円)	10割	上記の事故による歯の治療に当たり、健康保険協会から歯科医院に保険給付を行ったことにより、被害児童が本市に対して有する損害賠償請求権のうち、保険給付額に相当する部分を取得しているため、損害賠償額を定めるものです。

2 本件1に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の負債債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 損害保険ジャパン日本興亜株式会社市民総合賠償補償保険にて対応予定。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先

福祉こども部 児童施設課 児童施設総務係 内線2592 ダイヤル47-1924

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田国際貨物ターミナル条例の一部改正について

【 目 的 】

太田国際貨物ターミナルにおける施設の利活用拡大を図るため、第一管理事務所内にある会議室の一部を貸事務室に変更可能とするために本条例の一部改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正の概要

別表のうち、第2号の表の区分における中会議室の項中「中会議室」を「大会議室」に改め、同表の大会議室の項を削る。

【改正後】別表（第7条関係）

(2) 事務所内会議室使用料

区分	定員	午前	午後	全日
		9時～12時	1時～5時	午前9時～午後5時
小会議室	24人	800円	900円	1,500円
大会議室	48人	1,400円	1,600円	2,700円

備考 利用時間を超過した場合は、超過1時間につき規定使用料の100分の50の額を徴収する。

2 施行日 令和2年1月1日

【 備 考 】

令和元年12月定例会市議会に議案として提出を予定しております。

\* 問い合わせ先 産業環境部 商業観光課 商業係 内線2631 47-1833ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】  
○公開 【 1.可 】  
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線2600

【表題】

指定管理者の指定について（太田市尾島RCスカイポート ほか1施設）

【目的】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めめるものです。

【概要】

1 指定管理者の指定について

No.	施設名	指定管理者の候補者	住所	指定期間	選定方法
1	太田市尾島RCスカイポート	太田市観光物産協会	太田市浜町 2番35号	5年	非公募
2	太田国際貨物ターミナル	株式会社太田国際貨物ターミナル	太田市清原町 12番地1	5年	非公募

2 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・令和元年10月 7日 指定管理者候補者審査委員会開催（総務課）
- ・令和元年10月10日 指定管理者候補者の選定
- ・令和元年11月19日 都市産業委員会協議会に報告
- ・令和元年11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・令和元年12月 指定管理者の指定（公告）
- ・令和2年 3月 基本協定書の締結
- ・令和2年 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【備考】

- \* 問い合わせ先 産業環境部 商業観光課 47-1833ダイヤル  
商業係（内線2631）  
観光係（内線2632）

- 内容 【 1.協議事項 】  
 ○公開 【 1.可 】  
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線2600

【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市新田勤労会館 ほか1施設）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

No.	施設名	指定管理者の候補者	住所	指定期間	選定方法
1	太田市新田勤労会館	公益社団法人 太田市シルバー人材センター	太田市下小林町 387番地	3年	公募
2	テクノプラザおおた 及びテクノプラザ おおた駐車場	一般財団法人 地域産学官連携 ものづくり研究機構	太田市本町 29番1号	5年	非公募

2 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 令和元年 8月 1日 太田市新田勤労会館指定管理者公募公告
- ・ 令和元年 8月23日 太田市新田勤労会館指定管理者公募受付終了
- ・ 令和元年 8月23日 テクノプラザおおた及びテクノプラザおおた駐車場  
指定管理者指定申請書（特例分）受理
- ・ 令和元年10月 7日 指定管理者候補者審査委員会開催（総務課）
- ・ 令和元年10月10日 指定管理者候補者の選定
- ・ 令和元年11月19日 都市産業委員会協議会に報告
- ・ 令和元年12月 定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 令和2年 1月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 令和2年 3月 基本協定書の締結
- ・ 令和2年 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 産業環境部 工業振興課 工業振興係 内線2641 47-1834 タイム

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 外線 (TEL) 20-9714



【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市農村環境改善センター）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1. 指定管理者の指定について（非公募）

施 設 の 名 称：太田市農村環境改善センター

指定管理者となる団体：太田市農業協同組合 代表理事組合長 茂木 武治

住 所：太田市新野町320番地1

2. 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

3. 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 10月 7日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- ・ 11月19日 都市産業委員会協議会に報告
- ・ 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 3月 協定書の締結
- ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 外線 20-9714 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 TEL 20-9714

【 表 題 】

太田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市の農業者数が減少したため、農業委員会等に関する法律(以下「法」という)及び農業委員会等に関する法律施行令(以下「施行令」という)に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という)の定数を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

現在の農業委員の定数は22人ですが、農林水産省の平成30年度耕地・作付面積統計及び農林業センサス2015の集計結果により、法及び施行令に定める農業委員の定数の上限が24人から19人になることから、農業委員の定数を19人に改正するものです。

また、推進委員の定数は、法及び施行令により区域内の農地面積で定められ、上限は62人です。農地の有効利用をさらに推進するため、農業委員の減員分の3人を増員し33人に改正するものです。

太田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数一覧表

	改正後(案)	現 行
農業委員	19人	22人
農地利用最適化推進委員	33人	30人

2 施行期日

令和2年7月20日

3 その他

令和元年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 タイリン 20-9714



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市下水道条例の一部改正について

【 目 的 】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として標準下水道条例の一部が改正されたことから、太田市下水道条例の関係条文について改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正の内容

- ・指定工事店及び責任技術者の欠格事項の見直し  
「成年被後見人若しくは被保佐人」を削除し、「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業・責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を追加します。
- ・その他所要の規定を整備します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 その他

令和元年12月定例会に議案として提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2682 47-1921ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

受益者負担金制度は、下水道事業に要する整備事業費の一部に充てるため、受益者に負担をお願いしており、現在1市2制度で運用されている制度について下水道事業審議会の答申を受けて1制度に統一するため、関係条例について所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正の内容

第4条の受益者が負担する負担金額を「350円×面積 (㎡)」に統一します。

2 施行期日

令和2年5月1日より施行します。

3 その他

令和元年12月定例会に議案として提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2682 47-1921ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市水洗便所改造資金助成条例の一部改正について

【 目 的 】

下水道接続時の金銭的負担を軽減することで、公共下水道への接続率向上が旨せるとの答申を下水道審議会を受けたため、補助金額の見直しを行うものです。

【 概 要 】

- 1 改正の内容  
第5条第2項「工事1件につき3万円」を「工事1件につき10万円」に改めます。
- 2 施行期日  
令和2年5月1日から施行します。
- 3 その他  
令和元年12月定例会に議案として提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2682 47-1921ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

戸別浄化槽事業は、市が合併浄化槽の設置及び維持管理を行い、し尿等を適正に浄化処理を図っておりますが、平成30年度に策定された下水道事業等経営戦略に基づき、新規の合併浄化槽の設置を休止し、市が管理している既存の合併浄化槽については引き続き維持管理を行います。また、個人で設置する合併浄化槽設置整備事業の補助金制度との一元化を図るため、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

第1条中「設置及び」を削る等、新規合併浄化槽については設置を休止し、市が管理している既存合併浄化槽については引き続き維持管理を行う条文に改めます。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 その他

令和元年12月定例会に議案として提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2682 47-1921ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 飯塚 悦雄 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

太田市八王子山公園墓地条例の一部改正について

【 目 的 】

八王子山公園墓地管理料について、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 管理料の改正

	金額	管理料分	消費税分
現行	5,400円	5,000円	400円 (税率8%)
改正案	5,500円	5,000円	500円 (税率10%)

2 施行日 公布日

3 その他 令和元年12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 飯塚 悦雄 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中により発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年10月10日	6,384円 (63,848円)	1割	令和元年7月31日、太田市宝町473番地付近の南北道路にのみ車両用信号機が設置されている交差点において、職員の運転する公用車が青信号で当該交差点に南進して進入したところ、交差道路から一時停止をせずに当該交差点に東進して進入してきた相手方が所有し、運転する乗用車と衝突したことにより、当該公用車及び当該乗用車が損傷したものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 損保ジャパン日本興亜(株)一般自動車保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年11月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 32-6599 ダイヤル



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 石澤 光之 TEL 33-0201



【 表 題 】

財産の取得についての変更について（消防ポンプ自動車 CD-I型）

【 目 的 】

消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられたため、令和元年6月20日議案第55号により議決を経た財産の取得についての一部を変更するものです。

【 概 要 】

1 変更内容

消費税増額による取得予定価格の変更

消防ポンプ自動車 CD-I型

（原契約） 33, 422, 500円（税込）

（変更後） 34, 040, 500円（税込）

（増減額） 618, 000円

2 その他 本契約を締結するため、12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201 タイヤイン



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 3.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 石澤 光之 内線 (TEL) 33-0203



【 表 題 】

財産の取得についての変更について  
(災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型))  
(化学消防ポンプ自動車(II型))

【 目 的 】

消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられたため、令和元年6月20日議案第57号及び令和元年9月10日議案第88号により議決を経た財産の取得についての一部を変更するものです。

【 概 要 】

1 変更内容

(1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型)  
消費税増額による取得予定価格の変更  
(原契約) 39,204,000円(税込)  
(変更後) 39,928,001円(税込)  
(増減額) 724,001円

(2) 化学消防ポンプ自動車(II型)  
消費税増額による取得予定価格の変更  
(原契約) 58,806,000円(税込)  
(変更後) 59,877,955円(税込)  
(増減額) 1,071,955円

2 その他 本契約を締結するため、12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 警防課 警防救助係 内線2312 電話33-0203

- 内 容 【 1.協議事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 20-7065



**【 表 題 】**

太田市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

**【 目 的 】**

学校教育法の規定に基づき、太田市立義務教育学校を設置するにあたり、本条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

**【 概 要 】**

1 改正内容

- ・ 題名を「太田市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例」に改める。
- ・ 第1条の設置する学校に「義務教育学校」を加える。
- ・ 第2条及び第3条の表中より「太田東小学校」、「葦川西小学校」、「北中学校」の項を削る。
- ・ 第4条として、「(義務教育学校の名称等)」の規定を追加し、「北の杜学園」の項を加える。

\* このほか、本条例の改正に併せて、改正条例の附則において、関係課が所管する以下の条例について、所要の整備を行う。

- 太田市立学校給食センター設置条例
- 太田市放課後児童クラブ条例
- 太田市児童福祉手当支給条例
- 太田市第3子以降出産祝金支給条例
- 太田市暴力団排除条例
- 太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 施行日

令和3年4月1日

3 その他

令和元年12月定例会に議案提出予定

**【 備 考 】**

* 問い合わせ先	教育部	教育総務課	総務係	外線20-7080
		学校教育課	企画係	外線20-7065

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 20-7080



【 表 題 】

太田市生涯学習センター条例の一部改正について

【 目 的 】

来年度において、尾島行政センターと世良田行政センターが統合されることに伴い、統合後の尾島生涯学習センター及び世良田生涯学習センターの施設管理に関して、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 主な改正概要

統合後の尾島生涯学習センター及び世良田生涯学習センターの貸館業務は、福祉団体等への委託を予定していますが、将来的には、施設の包括的な管理を指定管理者に委ねることを可能とするための条項に改めるものです。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 その他

令和元年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 20-7080

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 (TEL) 2232



【 表 題 】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【 目 的 】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から一般職の「会計年度任用職員制度」が創設されることから関係条例において所要の規定の整備を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

NO	関係条例名	主な内容
1	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	項ずれ等を改正します。
2	太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	会計年度任用職員の休職の期間については、任命権者が定める任期の範囲を超えない範囲である旨を規定します。
3	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	会計年度任用職員に係る減給の範囲及び金額を規定します。
4	太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、別で条例で定める旨を規定します。
5	太田市一般職の職員の給与に関する条例	会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、別で条例で定める旨を規定します。
6	太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	人事行政の運営の状況の報告対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を追加します。

2 施行日 令和2年4月1日

3 その他 12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 (TEL) 2232



【 表 題 】

太田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

【 目 的 】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から一般職の「会計年度任用職員制度」が創設されることから、当該職員の勤務時間、休暇等について定める条例を制定するものです。

【 概 要 】

1 勤務時間、週休日等

	フルタイム会計年度任用職員	パートタイム会計年度任用職員
正規の勤務時間	4週間を超えない期間につき38時間45分/週（休憩時間を除く）	左記の勤務時間を超えない範囲内で任命権者が定める
週休日	日曜日及び土曜日	左記に加えて月～金曜日の5日間において週休日を設けることが可能です。
勤務時間の割振り	7時間45分/日	1週間ごとの期間について、7時間45分/日を超えない範囲内で割振ります。
週休日の振替	週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、常勤職員の例により勤務日と週休日との振替が可能です。	
特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等の割振り	公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、4週間ごとの期間について、上記の原則によらず週休日及び勤務時間の割振りが可能です。	
休日	常勤職員の規定を準用します	
休日の代休日	休日について特に勤務することを命じた場合には、常勤職員の例により代休日を指定することが可能です。	

2 時間外勤務

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合等に命ずることが可能です。

3 休暇の種類

- (1) 年次有給休暇 1週間の勤務日数等を考慮し20日を超えない範囲内で付与します。
- (2) 特別休暇 国の非常勤職員との権衡を踏まえ整備します。

4 施行日 令和2年4月1日

5 その他 12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810が イロ

- 内容 【 1.協議事項 】  
 ○公開 【 1.可 】  
 ○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 (TEL) 2232

【 表 題 】

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

【 目 的 】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から一般職の「会計年度任用職員制度」が創設されるとともに、当該職員に対する期末手当の支給が可能となることから、給料（報酬）及び諸手当並びに費用弁償について定める条例を制定するものです。

【 概 要 】

1 会計年度任用職員に係る給与等の種類・支給額等について

項目	フルタイム会計年度任用職員	パートタイム会計年度任用職員
給与等の種類	給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、退職手当 ※上記のほか、太田市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、旅費の支給対象となります。	報酬（地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬、宿日直手当に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬を含む。）、期末手当、通勤に係る費用弁償、公務のための旅行に係る費用弁償
給料（報酬）、手当の支給額等	・常勤職員の給料表によるものとします。 ・職務の級及び号給については、規則で定める基準に従い任命権者が決定します。 ・各手当の額は、常勤職員の例によります。	・給料表の地域手当に相当する額を含む給料月額を勤務時間で割り落とした報酬水準とします。 ・職務の級及び号給については、規則で定める基準に従い任命権者が決定します。 ・通勤に係る費用弁償については、再任用短時間勤務職員に支給する通勤手当の例によります。
支給日	当月の一定期日に支給	月額で報酬を定める者については、当月の一定期日に支給。ただし、時間額で報酬を定める者については、その勤務実績により月の報酬総額が異なるため、翌月の一定期日に支給

2 期末手当

- ・ 6月1日及び12月1日に在職する職員のうち、任期が6月以上である職員又はこれに準ずるものとして規則で定める職員に支給します。
- ・ 支給割合：2. 6月（6月及び12月の合計）

3 施行日 令和2年4月1日

4 その他 12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 (TEL) 2232

【 表 題 】

太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から「会計年度任用職員制度」が創設されることから、非常勤職員のうち要件に該当した者において育児休業等を取得することができるようにするため条例を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

休業等の種類	要件等
育児休業	一定の非常勤職員（引き続き在職した期間が1年以上であること、子が1歳6か月又は2歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれること等の要件を満たす者）は、子の養育の事情に応じ、子が1歳、1歳2か月、1歳6か月又は2歳に達する日まで育児休業をすることができるようになります。
部分休業	引き続き在職した期間が1年以上であること等の要件を満たす非常勤職員は、部分休業（3歳に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内の時間について勤務しないこと。）をすることができることとします。

2 施行日 令和2年4月1日

3 その他 12月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0



【 表 題 】

令和2年太田市新春懇談会の開催について

【 目 的 】

令和2年の年頭にあたり、市内各界各層からの市民代表者と行政関係者が一堂に会し、懇談する機会を設けることにより、まちづくりの相互協力の機運が醸成されることを期待して開催するものです。

【 概 要 】

- 1. 日 時 令和2年1月6日（月）正午～
- 2. 会 場 ティアラグリーンパレス（太田市細谷町1番地）
- 3. 出席予定者 約600名
- 4. 会 費 2,000円
- 5. その他
  - ・開会前に、おおたザ・カントリーによるカントリーミュージック演奏を予定しています。
  - ・式典に係る庁内動員者につきましては、12月の副部長会議で別途依頼します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2 2 1 1 4 7 - 1 8 0 8 ダイヤルイン



- 内容【2. 連絡事項】
- 公開【1. 可】
- 公開時期【2. 委員会・委員会協議会后】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線(TEL) 2210



【表題】

令和元年秋勲章・褒章受章者祝賀会の開催について

【目的】

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、市内各界各層の代表者ととも、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

【概要】

1. 受章者

(1) 叙勲 (9名)

- ・青木 達郎氏 (瑞宝小綬章/教育功労) ※高齢者叙勲
- ・青木 節雄氏 (瑞宝小綬章/消防功労)
- ・大川 栄八郎氏 (旭日双光章/労働行政功労)
- ・竹澤 文夫氏 (瑞宝双光章/教育功労) ※高齢者叙勲
- ・久保田 節子氏 (瑞宝双光章/児童福祉功労)
- ・清水 計男氏 (瑞宝双光章/地方自治功労)
- ・布浦 宏氏 (瑞宝双光章/教育功労)
- ・千葉 優氏 (瑞宝双光章/教育功労)
- ・中井 一秀氏 (瑞宝单光章/郵政業務功労)

(2) 褒章 (1名)

- ・須永 敏明氏 (黄綬褒章/業務精励 (造園工事業))

2. 日時 令和元年12月24日(火) 午前11時～

3. 会場 太田ナウリゾートホテル 3階 ノーブル  
(太田市飯田町1267番地)

4. 出席予定者 約190名

5. その他 式典に係る庁内動員者につきましては、12月の副部長会議で別途  
依頼します。

【備考】

\* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線2211 47-1808ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線2600



【表題】

令和元年度太田市産業振興貢献企業表彰式並びに受賞祝賀会について

【目的】

市内の企業に対して仕事を発注することにより、その企業の繁栄と市の産業振興に貢献した企業を表彰するものです。

【概要】

- 1 表彰基準 市内の企業に対し、原則として年間1億円以上の発注を行っている企業のうち、市内企業の繁栄と産業振興に貢献したと認められる企業。
- 2 表彰の種類 同一企業に対する表彰回数に応じ、1回目から5回目を普通表彰、6回目から9回目を特別表彰、10回目を名誉表彰とします。
- 3 被表彰企業
  - ・名誉表彰（2社） サンデン・オートモーティブ  
コンポーネント株式会社（10回目）  
東亜工業株式会社（10回目）
  - ・特別表彰（4社） 株式会社タカギセイコー 関東工場（9回目）  
オグラ金属株式会社（8回目）  
坂本工業株式会社（7回目）  
株式会社アイ・ライティング・システム（6回目）
  - ・普通表彰（12社） 株式会社池田硝子工業所 太田工場（5回目）  
埼玉工業株式会社（5回目）  
株式会社ヨシカワ（4回目）  
ローヤル電機株式会社 熊谷工場（3回目）  
株式会社森傳 自動車事業本部（2回目）  
株式会社桐井製作所（2回目）  
富士部品工業株式会社（2回目）  
株式会社ジオテック（1回目）  
フリー工業株式会社（1回目）  
株式会社ユニソン（1回目）  
株式会社クボタ（1回目）  
富士電工株式会社（1回目）

4 表彰式・祝賀会

- ・日時：令和元年12月13日（金）  
表彰式 午後5時00分～ 祝賀会 午後5時30分～
- ・場所：ダニエルハウス
- ・出席者：（主催者）正副市長、産業環境部正副部長  
（来賓）市議会議長、都市産業委員長ほか

【備考】問い合わせ先 産業環境部 工業振興課 工業振興係 内線2641 47-1834 ダイヤル

- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 有本 尚史 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

年末年始のごみ収集と受入業務について

【 目 的 】

年末年始のごみ収集及びごみ処理の業務を実施し、市民サービスの向上を図ります。

【 概 要 】

区 分 月 日	ステーションの収集	清掃センター・ リサイクルプラザ
12月28日(土)	通常どおり	午前8時30分～正午
12月29日(日)	休 業	午前8時30分～正午 午後1時～3時
12月30日(月)	通常どおり	午前8時30分～正午 午後1時～3時
12月31日(火)	通常どおり	休 業
1月 1日(水)	休 業	休 業
1月 2日(木)	休 業	休 業
1月 3日(金)	休 業	休 業
1月 4日(土)	通常どおり	午前8時30分～正午

※粗大ごみの戸別収集について

年末 12月20日(金)まで  
年始 1月 7日(火)より開始

※新田緑のリサイクルセンターについて

年末 12月26日(木)まで  
年始 1月 5日(日)より開始

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 収集係・施設管理係 31-8153 タイヤイン  
太田市外三町広域清掃組合 (リサイクルプラザ) 33-7980 タイヤイン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 外線 (TEL) 20-9714



【 表 題 】

台風19号に伴う農業被害について

【 目 的 】

10月12日～13日の台風19号に伴う農業被害の状況が取りまとめられましたので報告いたします。

【 概 要 】

1 被災内容 水稻、露地野菜、施設野菜、園芸施設

2 被害額	・ 水稻、露地及び施設野菜	153,533,000円
	・ 園芸施設	850,285円
	合 計	154,383,285円

3 主な被害作物及び被害額

《水稻》	・ 水稻	10.0ha	1,537,000円
《野菜》	・ ほうれんそう	32.0ha	126,983,000円
	・ こまつな	5.0ha	8,899,000円
	・ やまといも	5.0ha	5,521,000円
	・ キャベツ	3.0ha	1,590,000円
	・ レタス	3.0ha	1,072,000円

4 その他 農漁業災害対策特別措置条例の適用の有無については、県にて精査中です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 指導係 外線 0276-20-9714 ダイヤル



- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

おおたPR大使の廃止について

【 目 的 】

本制度は太田市の知名度の向上及びイメージアップを図るとともに、太田市の魅力を全国に発信するために平成26年に新設しましたが、開始から5年を経過し、制度の見直しを図るため、廃止にするものです。

【 概 要 】

1 現大使

氏名	職業、肩書等	任命年月日
ざわちん (小澤かおり)	ものまねメイクファンタジスタ	H26. 2. 24
O t a n 4 3 (小鳴えりか、赤嶺芹菜、 瀬野こはる、石川愛果)	太田市発アイドルユニット	H26. 2. 24
紫吹 淳	女優、元宝塚歌劇団月組トップスター	H28. 4. 1
堀 優衣	カラオケバトル10冠	H29. 3. 25

2 廃止年月日 令和2年3月31日

※委員会協議会后、速やかに現大使に廃止の連絡をいたします。

3 今後の見直し (案) について

催し物への出演等、太田市の活性化やシティプロモーションに多大な貢献の実績のあるものを表彰し、引き続きプロモーション活動をお願いすることを検討中です。

【 備 考 】

問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線2252 47-1812ダイヤル